



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

# 監査事務所検査結果事例集 ～検査官の視点～

公認会計士・監査審査会

主任公認会計士監査検査官 東葭 葉子

# アジェンダ

---

1. 審査会検査の概要
2. 事例集について
3. 検査結果の概要
4. 不備の原因分析
5. 事例紹介 品質管理体制
6. 事例紹介 個別監査業務
7. 監査役等との連携
8. おわりに

# 1. 審査会検査の概要(1)

---

## 検査の目的

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)が行う監査事務所(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。)における公認会計士法(以下「法」という。)第2条第1項の業務(以下「監査業務」という。)の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

# 1. 審査会検査の概要(2)

---

## 検査対象先

審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおり

- (1) 協会(法第46条の12 第1項)
- (2) 監査事務所(法第49条の3第2項)
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所  
(法第49条の3第2項)

# 1. 審査会検査の概要(3)

## 検査結果

公益又は投資者保護に資するため、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案は、勧告後、原則として公表

## 検査実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
検査先	9事務所	11事務所	13事務所
勧告の状況	2事務所	2事務所	1事務所

## 2. 事例集について(1)

---

### 概要

- 平成20年2月に公表して以来、毎年改訂。平成26年7月に7回目となる公表
- 監査事務所に共通して生じがちな指摘事例を中心に掲載
- 指摘事例の背景・原因についても、可能な限り記載
- 外国監査法人や外国当局に向け、英語版も公表

## 2. 事例集について(2)

---

### 監査事務所に対する期待

- 品質管理のシステムを自己点検するとともに、発見された不備については、自らその根本的な原因を究明し、改善を図ることが重要
- 適切な監査調書が作成されていない場合、単に文書化の問題ではなく、必要な監査手続が実施されていない場合が多々あり、その背景には品質管理のシステムに問題がある

## 2. 事例集について(3)

---

### 主な改訂ポイント

- 「品質管理編」では、平成26年度検査基本計画及び審査会が有する問題意識等を踏まえ、「着眼点」、「求められる対応」を見直し  
また、不備事例の発生原因の記載を充実
- 「個別監査業務編」では、個別監査業務の改善に資するよう、これまでの指摘内容を踏まえた、より細かい実践的な内容を「留意点」に例示として追加



## 3. 検査結果の概要(1)

---

### 品質管理

- 全体⇒求められる品質管理水準の理解不足
- 契約の新規締結及び更新⇒深度あるリスク評価を実施していない
- 教育及び訓練⇒実効性のある研修等を行っていない
- 審査⇒審査担当者が、客観的、批判的な深度ある審査を実施していない
- 定期的な検証⇒実効性ある監視や検証を実施していない

## 3. 検査結果の概要(2)

### 個別監査業務

(平成25年度検査)

項目	割合
リスク評価及び評価したリスクへの対応	14%
監査証拠	25%
会計上の見積りの監査	21%
他者の作業の利用	8%
金融機関の監査	13%
財務諸表監査における不正	9%
財務報告に係る内部統制の監査	9%
その他	2%

## 3. 検査結果の概要(3)

---

### 個別監査業務

- リスク評価及び評価したリスクへの対応⇒リスク・アプローチの理解不足
- 監査証拠⇒入手した監査証拠が目的と適合していない、証拠力の評価が不足
- 会計上の見積りの監査⇒批判的な観点からの検討が不足
- グループ監査⇒グループ財務諸表に係るリスク評価が不十分、入手した証拠の評価が不足、構成単位の監査人とのコミュニケーションが不足

## 4. 不備の原因分析 不備と根本原因

---

- ✓ 不備とは何か？
  
- ✓ 不備の根本原因分析
  - 不備の性質、数はどうか
  - 特定の項目、実施者に限定されたものか
  - 事務所や実施業務全体に蔓延しているものか
  - 人的要因か品質管理のシステムの問題か
  - 改善策はどのようなものか

## 4. 不備の原因分析(1)

---

### 根本原因

- ① 監査事務所の経営方針、経営システム及びビジネスモデル
- ② 最高経営責任者等による品質管理に対する取組
- ③ 各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制

## 4. 不備の原因分析(2)

---

### 個別監査業務不備の直接的な原因

#### ① 監査実施者等に関する問題点

- リスク評価及びリスク対応手続が不十分
- 会計基準及び監査基準の趣旨を適切に理解しておらず、リスク対応手続が形式的な実施にとどまっている
- 会計上の見積りなどにおける経営者の主張を、質問以外の手続によって具体的な証拠により確かめていない
- 監査責任者等において、適時適切な監査調書の査閲を含めた監査チームメンバーに対する指導・監督が不足
- 審査担当者による客観的・批判的な検討が不足

## 4. 不備の原因分析(3)

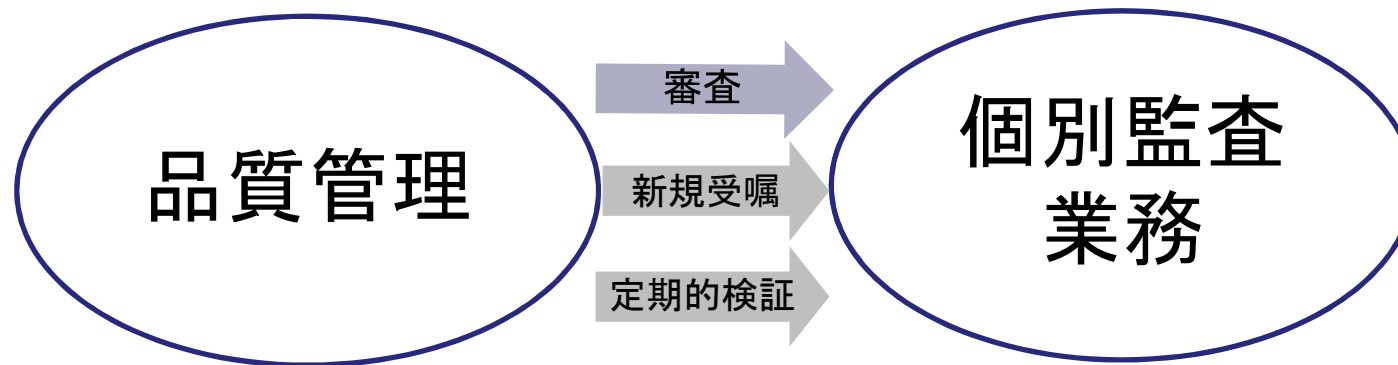
### 個別監査業務不備の直接的な原因

#### ② 監査事務所の業務運営に関する問題点

- 監査リスクに見合った監査実施者・審査担当者の選任がなされていない
- 監査業務の品質を検証するための定期的な検証が形式的になっている
- 審査会検査・品質管理レビューでの指摘事項を、検査対象となった個別監査業務に係る問題と狭く捉えている

## 4. 不備の原因分析(4)

---



密接不可分な関係にある



## 5. 事例紹介 品質管理体制(1)

### 1. 業務管理体制:品質管理のシステム

#### 不備の概要

- 審査会検査や品質管理レビューの指摘事項の改善が不十分
- 監査事務所としての品質管理のシステムの整備・運用への取組が不十分
- 最高経営責任者、品質管理担当責任者が品質管理に関する責任を十分に果たしていない

#### 求められる対応

- 品質管理のシステム(教育・訓練、評価、選任、監査責任者等による指示・監督、審査、定期的な検証)の実効性を改めて検証
- 不備が発見された場合、根本的な発生原因を究明し、監査事務所全体としての品質管理の徹底を図り、監査の品質を重視する風土の醸成

## 5. 事例紹介 品質管理体制(2)

---

### 2. 契約の新規の締結及び更新

#### 不備の概要

- 監査契約の新規締結及び更新に際し、形式的なチェックにとどまり、深度あるリスク評価を行っていない

#### 求められる対応

- 監査契約の新規締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項であることに十分留意
- リスク評価が形骸化していないかの観点から、監査契約の新規締結等に係る方針及び手続の整備・運用を改めて検証

## 5. 事例紹介 品質管理体制(3)

### 3. 監査調書の作成及び査閲

#### 不備の概要

- 重要な虚偽表示リスクに係る監査調書に、監査チームの結論に至る判断根拠を記載していない
- 重要な監査手続が終了していない段階の監査調書を、最終的な整理が完了したとして登録している

#### 求められる対応

- 監査実施者は、監査調書に、実施した手続の内容、入手した監査証拠、監査実施者が到達した結論及びその判断根拠を記載
- 監査責任者は、監査チームが到達した結論が、入手した監査証拠によって十分裏付けられているかを確認

## 5. 事例紹介 品質管理体制(4)

### 4. 審査

#### 不備の概要

- 監査上の重要な項目や監査リスクが高い項目について、審査担当者が深度ある審査を実施していない

#### 求められる対応

- 審査担当者は、監査計画の審査において、被監査会社の事業活動や業績の推移のほか、被監査会社の事業上のリスクを踏まえ、客観的・批判的な観点から審査を実施
- 審査担当者は、意見形成の審査において、監査意見形成上重要な事項については、監査責任者と討議を行うだけでなく、重要な判断に関連する監査調書の査閲を通じて、批判的な観点から深度ある審査を実施

## 5. 事例紹介 品質管理体制(5)

### 5. 品質管理のシステムの監視(日常的監視・定期的な検証)

#### 不備の概要

- 日常的監視や定期的な検証の実施担当者(外部の実施担当者を含む)が、実効性ある監視や検証を実施していない

#### 求められる対応

- 監査事務所は、自ら、品質管理のシステムに係る問題点を発見・把握し、その是正を自主的に図るという品質管理のシステムの本来の機能が十分に発揮される体制の整備・運用
- 被監査会社の業況、直近の審査会検査や品質管理レビューの結果を踏まえ、個別監査業務の選定及び検証項目を特定するとともに、深度ある検証の実施

## 6. 事例紹介 個別監査業務(1)

### 1. リスク評価及び評価したリスクへの対応

#### 不備の概要

- リスクに対応した実証手続を立案していない
- 被監査会社の経営環境の変化などに応じ、監査計画を適時に修正していない

#### 求められる対応

- 過去の監査経験を過信することなく、実質的なリスクの識別と評価を行う
- リスク対応手続の立案に際しては、①評価したリスクに対応した手続となっているか、②十分かつ適切な監査証拠を入手出来る手続となっているかを、手続の種類だけでなく、手続の実施時期や実施範囲についても検討

## 6. 事例紹介 個別監査業務(2)

### 2. 監査証拠(1/2)

#### 不備の概要

- 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスクに適合していない
- 特別な検討を必要とするリスクを識別しているにもかかわらず、質問のみにより監査手続を終了している
- 他の監査証拠との矛盾や異常点を識別しているにもかかわらず、追加的な監査手続の必要性を検討していない
- 分析の実証手続において、推定に利用するデータの性質や目的適合性を評価することなく、前期比較や月次推移を実施するにとどまるなど、実証手続としての要件を満たしていない
- 詳細テストにおいて、虚偽表示リスクが高いにもかかわらず、被監査会社の内部証憑等、証明力の弱い監査証拠を利用するにとどまっている
- 母集団全体の結論を得るのに適切な選定範囲によるサンプリングを実施していない

## 6. 事例紹介 個別監査業務(3)

### 2. 監査証拠(2/2)

#### 不備の直接的原因

- 監査チームが、リスク評価及びリスク対応手続の立案を適切に行っていない
- 被監査会社の事業に関する深度ある理解が不足している
- 監査責任者等が具体的な指示・監督を行っていない

#### 求められる対応

- 監査計画と実際の監査手続を有機的に連携させる
- 監査期間を通じて、監査チーム内で企業及び企業環境の理解とリスク評価及び実施すべき監査手続に関する議論を十分に実施
- 監査手続の結果入手した監査証拠の十分性及び適切性を俯瞰的に評価



## 6. 事例紹介 個別監査業務(4)

### 3. 会計上の見積りの監査

#### 不備の概要

- 事業計画の合理性の検証が不十分⇒具体的な証拠により確かめるなど批判的な観点から検討をしていない
- 繰延税金資産の回収可能性における会社区分⇒監査委員会報告第66号に照らして検討をしていない

#### 求められる対応(留意点も参照)

- 会計上の見積りは不確実性を伴うため、不確実性に影響を与える要素(見積りの性質・方法、経営者の偏向の兆候等)を検討し、重要な虚偽表示リスクを識別・評価する
- 識別したリスクに対応する監査手続を実施し、職業的専門家として批判的な観点から経営者の見積りの合理性を検証

## 6. 事例紹介 個別監査業務(5)

### 4. 他者の作業の利用(グループ監査、専門家の業務の利用)

#### 不備の概要

- グループ監査⇒重要な構成単位の識別やグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクの識別において、リスク評価が不十分
- 専門家の業務の利用⇒専門家との間で、利用する業務の範囲や目的についてのコミュニケーションが不足

#### 求められる対応

- グループ監査⇒構成単位の監査人と十分なコミュニケーションを実施、グループ財務諸表についての意見形成の基礎を得るために、十分かつ適切な証拠を入手できたかを評価
- 専門家の業務の利用⇒専門家の業務を利用する必要性を判断、専門家の適正や能力、客観性を評価。利用する場合には、専門家と十分な協議を行う

## 6. 事例紹介 個別監査業務(6)

### 5. 金融機関の監査

#### 不備の概要

- 被監査金融機関の重要な虚偽表示リスクに適合した監査手続を十分に立案・実施していない⇒(例)貸倒償却・貸倒引当金の計上に関する実証手続において、債務者区分の判断について批判的な検証を実施していない

#### 求められる対応

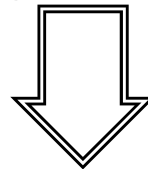
- 被監査金融機関を取り巻く環境の理解を通じた重要な虚偽表示のリスクの識別・評価、評価したリスクに対応する監査手続の実施
- 監査責任者や金融機関の監査経験が豊富な監査チームメンバーが、監査調書の適時の査閲等を通じて、適切な指示・監督を行う

## 6. 事例紹介 個別監査業務(7)

### 6. 財務諸表監査における不正

#### 不備の概要

- 収益認識以外の項目について、不正による重要な虚偽表示リスクの有無を検討していない
- 不正による重要な虚偽リスクを識別しながら、リスク対応手続が十分ではない
- 関連当事者取引や通例でない取引を把握しながら、不正リスクの評価を慎重に実施していない



不正の兆候の見落としにつながる可能性

## 6. 事例紹介 個別監査業務(8)

### 6. 財務諸表監査における不正(2/2)

#### 求められる対応

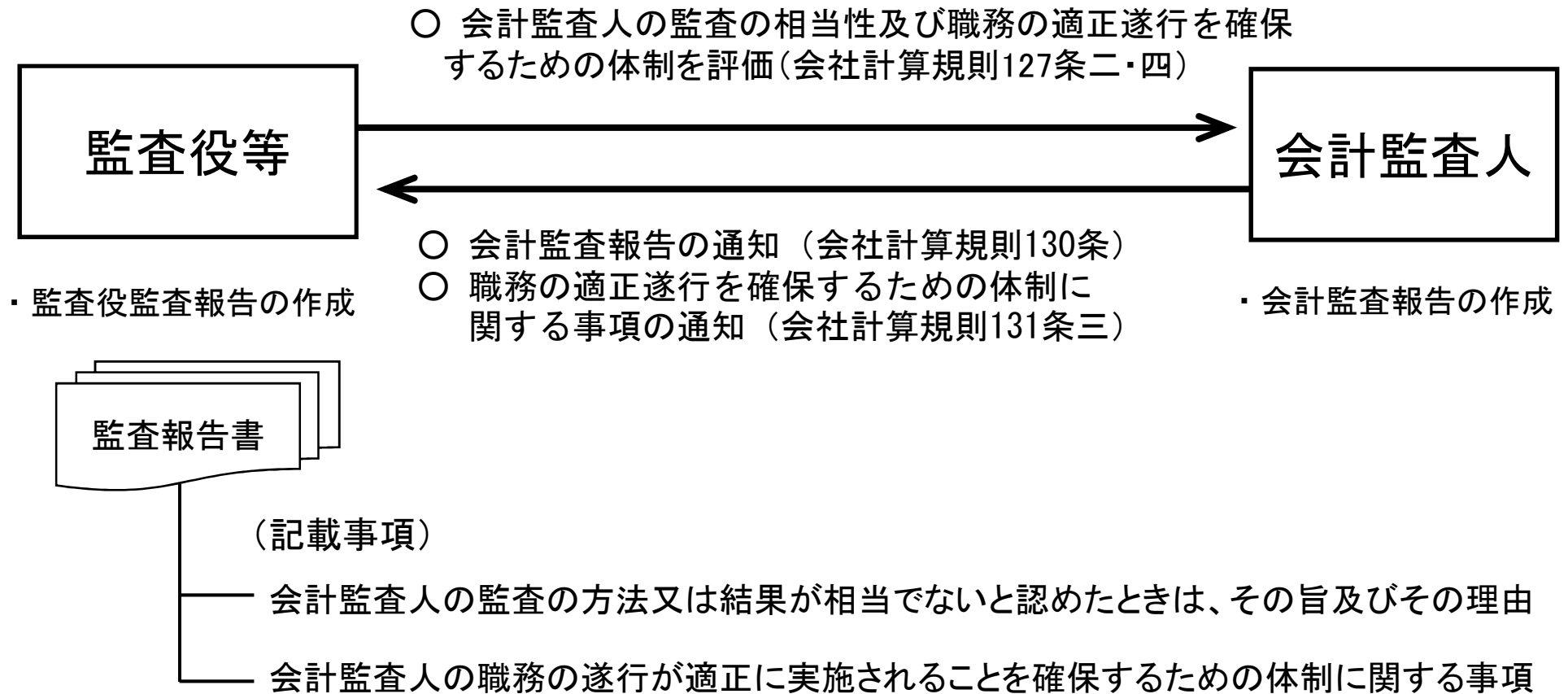
- 不正による重要な虚偽表示リスクを適切に識別するために、公表されている不正事例や業界慣行等を理解し、これらの商慣行等が不正に利用される可能性を検討
- それぞれの監査業務において、留意すべき事項を監査チーム内で討議
- 不正による重要な虚偽表示が行われる可能性を常に意識し、被監査会社における取引等の事業上の合理性に留意
- 不正リスクを識別している監査要点に対しては、不正リスクを識別していない監査要点に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手

## 7. 監査役等との連携（監査基準等）

---

- 監査の各段階において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議するなど、監査役等との連携を図らなければならない。  
（不正リスク対応基準（H25.3））
- 監査の各段階において、監査役等と適切な連携を図らなければならない。  
（改訂監査基準（H25.3））

## 7. 監査役等との連携（会社法）



## 7. 監査役等との連携（検査結果等の監査役等への開示1/2）

審査会検査の結果の第三者開示については、審査会への事前承諾を求めているところであるが、監査役等と監査事務所のコミュニケーションを図ることが重要であるとの観点から、また、会社計算規則の趣旨にも鑑み、第三者のうち被監査会社の監査役等に対する開示については、以下のとおり取扱うこととしている。

	従前の取扱い	現在の取扱い
1. 審査会検査の受検の有無の開示	×	○
2. 個別監査業務についての開示		
① 当該被監査会社が検証対象となっていたかどうか	×	○
② 当該被監査会社に係る指摘があったかどうか	×	○
③ 当該被監査会社に係る指摘内容	×	○
④ 当該被監査会社以外の会社に係る指摘内容	×	×
3. 品質管理全般についての評価の開示	×	○
		ただし、検査結果通知書の該当部分をそのまま開示することは不可であり、検査結果の内容を監査事務所自身の品質管理の整備及び運用の状況に引き直して通知することが必要
4. 検査結果通知書そのものについての開示	×	×



## 7. 監査役等との連携（検査結果等の監査役等への開示2/2）

---

- (注1) ○印は審査会への事前承諾なしに開示が可能。×印は審査会への事前承諾なしに開示不可。
- (注2) 監査役等とは、監査役若しくは監査役会又は監査委員会をいう。
- (注3) 検査実施中は、検査受検の有無を含め原則として開示不可。
- (注4) 被監査会社の監査役等への通知(開示)は、明確に伝達する観点から(双方の認識において齟齬をきたさないように)文書で行う必要がある。

## 8. おわりに

---